

○厚生労働省
国土交通省令第一号
環境省

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の一部の施行に伴い、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月十日

厚生労働大臣 福岡 資麿
国土交通大臣 中野 洋昌
環境大臣 浅尾慶一郎

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令
船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則（平成三十一年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(再資源化解体の許可の申請) 第二条 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 法第十条第二項第七号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 申請者が法人である場合においては、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項に規定する法人番号をいう。）及びその役員の精神の機能の障害の有無</p> <p>六～十 (略)</p>	<p>(再資源化解体の許可の申請) 第二条 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 法第十条第二項第七号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 申請者が法人である場合においては、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。）及びその役員の精神の機能の障害の有無</p> <p>六～十 (略)</p>

附 則

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。